

(その1)

収支報告書

令和 4 年分 ※該当箇所に☑をすること。

- (ふりがな)
- 1 政治団体の名称 たかはし こうえんかい 高橋かほりゅう後援会
- 2 主たる事務所の所在地 倉敷市真備町辻田153番地1
- 3 代表者の氏名 鎌田 頼 靖
- 4 会計責任者の氏名 森 脇 健

事務担当者の氏名 林 圭

電話番号 086-698-5651



解散

※ 報告対象年の収入額、支出額がともに「0」の場合は、水色の様式（様式その1、その2、その17及びその20）のみ提出してください。

政治団体の区分

政党

政党の支部

政治資金団体

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類 (現・候)

(※) 選挙区名

資金管理団体の届出をした者の氏名

※選挙区名の欄は、選挙区がある場合にのみ記入。

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類 (現・候)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

		十億	百万	千	円				
収 入 総 額		2	7	0	3	0	4	1
(前年からの繰越額)			1	5	8	8	1	6
(本年の収入額)		2	5	4	4	2	2	5
支 出 総 額		2	5	1	4	2	4	8
翌年への繰越額			1	8	8	7	9	3

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

		十億	百万	千	円
金 額				0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)				0

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額					備 考
	十億	百万	千	円		
(ア) 個人からの寄附				0		
(うち特定寄附)				0		
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0		
(ウ) 政治団体からの寄附		2	5	0	0	0
小計 (ア) + (イ) + (ウ)		2	5	0	0	0
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)				0		
イ 政党匿名寄附				0		
合計 (ア + イ)		2	5	0	0	0

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)



(7) 寄附の内訳							寄附者の区分		1.個人 2.法人・その他の団体 ③政治団体			
寄附者の氏名(又は名称)	金 額						年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考		
	十億	百万	千	円	分	和						
自由民主党真備支部		1	0	0	0	0	4	4	15	倉敷市真備町辻田151番地6	高橋 戒隆	
自由民主党真備支部		1	5	0	0	0	4	10	11	倉敷市真備町辻田151番地6	高橋 戒隆	
この頁の小計		2	5	0	0	0						
その他の寄附												0
合 計		2	5	0	0	0						0

(注1) 同一者からの年間5万円超(5万1円以上)の寄附は個別に記載してください。
(注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
(注3) 「その他の寄附」及び「合計」欄は、寄附者の区分(個人、法人・その他の団体又は政治団体)ごとに、最終頁に記載してください。
(注4) 同一本部・支部(選管等へ届け出たものに限る。)からの寄附や交付金は、(その5)に記載してください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目		金 額					備 考	
							本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
		十億	百万	千	円			
1 経 常 経 費								
(1) 人 件 費				960000	0			
(2) 光 熱 水 費				36000	0			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費				388696				
(4) 事 務 所 費				112955	2			
小 計				251424	8			
2 政 治 活 動 費								
(1) 組 織 活 動 費						0		
(2) 選 挙 関 係 費						0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費						0	2 (3)にはア～エの計を記載のこと	
ア 機関紙誌の発行事業費						0		
イ 宣 伝 事 業 費						0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費						0		
エ その他の事業費						0		
(4) 調 査 研 究 費						0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金						0		
(6) そ の 他 の 経 費						0		
小 計						0		
合 計				251424	8			

(注) 同一本部・支部（選管等へ届け出たものに限る。）への交付金の支出があった場合、「備考」欄の「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」欄に再掲してください。併せて（その16）に記載が必要です。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑してください。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

有 無

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 3 月 10 日

政治団体の名称 高橋かおりゆう後援会

会計責任者の氏名 森 聡 健 

※解散する場合以外は、代表者の氏名は記入しないでください（通常は未記入となります。）。
※解散する場合であっても、解散する年の収支報告書にのみ、代表者の氏名等を記入してください。

代表者の氏名 _____

※解散の場合は、解散届も必要となります。

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者本人及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。